

三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 「略」 2 「略」 3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は第百三十一条第三項第四号若しくは第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 略」 4 「略」 （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第三条 「略」 2 「略」	附 則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 同上」 4 「同上」 （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第三条 「同上」 2 「同上」

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は新連結財務諸表規則第二百二条において準用する新財務諸表等規則第三百三十一条第三項第四号若しくは新連結財務諸表規則第三百九十九条において準用する新財務諸表等規則第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 略」	3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 同上」
備考	表中の「」の記載は注記である。